

# 富山県国際健康プラザ及び富山県立イタイイタイ病資料館 指定管理者募集要項

## 令和3年度 指定管理者の再募集における特記事項

- ・富山県国際健康プラザの生命科学館について、令和3年度中に改修することとなったことに伴い、令和4年度からの業務仕様書に変更が生じることから、指定管理者を再募集します。
- ・また、県の指定管理施設における指定管理期間が見直されたことから、令和4年度から令和6年度までの3年間を指定管理期間といたします。
- ・業務仕様書及び指定管理期間の見直しの結果、指定管理料上限額が変更となるため、申請においては、本募集要項に記載のある上限額の範囲内で、指定管理料を提案してください。

## はじめに

富山県の公の施設である「富山県国際健康プラザ」は、平成11年に開館し、平成18年度から指定管理者による管理運営を行ってきました。

また、「富山県立イタイイタイ病資料館」は、平成24年に開館し、同年度から指定管理者による管理運営を行ってきました。

これら「富山県国際健康プラザ」及び「富山県立イタイイタイ病資料館」は、同一の建物にあることから、双方を一体的に管理した方が、効果的かつ効率的な管理運営が可能となり、より一層利用者の利便性の向上等が図られるため、両施設を併せたもので、指定管理候補者を選定する公募を行います。

## A 公の施設に関する事項

### 1 施設概要

- (1) 名称 富山県国際健康プラザ（以下「プラザ」という。）  
富山県立イタイイタイ病資料館（以下「資料館」という。）

- (2) 所在地 富山市友杉151

- (3) 設置目的・管理運営方針等

#### 【ア】プラザ

プラザは、すべての県民が健やかでやすらぎのある生活を送ることができるよう、県民の健康に対する意識の向上及び県民一人一人の健康づくりを支援し、併せて、国内外に向けて健康づくりに関する情報を発信することを目的として設置された公の施設です。

子育て世代をはじめ幅広い年代層からの利用が促進されるよう管理運営を行って

いくこととし、また、より多くの県民の健康づくりに寄与し得るよう、周辺の健診機関、体育施設等や健康に関する事業を実施する団体等（県、市町村、健康に関する事業を実施する公共的団体、県内プロスポーツチーム等）とも十分に連携し、健康づくりの中核拠点施設としての機能を高めるよう管理運営を行っていくこととします。

#### 【イ】資料館

資料館は、イタイイタイ病が二度と繰り返されることのないよう、貴重な資料や教訓を後世に継承するとともに、困難を克服した先人の英知を未来につなぎ、もって環境及び健康を大切にする県づくりに資することを目的として設置する公の施設です。

子どもたちをはじめ、幅広い年代の人々が、

- ① イタイイタイ病の恐ろしさを知り、
- ② 克服の歴史を学び、
- ③ 県民一人ひとりが環境と健康を大切にする

ライフスタイルの確立や地域づくりに取り組む

ことをめざす未来指向型の資料館となるよう、管理運営を行っていくこととします。

#### （４）施設の概要

##### 【ア】プラザ（別紙「富山県国際健康プラザ施設概要図」参照）

- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート造他 2階建て
- ② 敷地面積 107, 115㎡（資料館を含む）
- ③ 建物延床面積 10, 635㎡
- ④ 施設内容

##### ア 生命科学館（1, 758㎡）

展示場、エントランスロビー、展示ゾーン、  
親子のふれあい広場 等

##### イ 健康スタジアム（5, 024㎡）

トレーニングゾーン（大・小スタジオ、マシンコーナー、空間走路）、屋内プールゾーン（25mコース、リラクゼーションプール、バーデゾーン）、屋外プール、リラックスゾーン（湯治庵、瞑想室、ボディソニックルーム、マッサージエリア）、相談室、救護・検査室、ちびっこ室 等

##### ウ 屋外健康づくり施設（約6万㎡）

トリムコース、アドベンチャーフィールド、じゃぶじゃぶ池、健康遊歩道、芝生広場、パークゴルフ場 等

##### エ その他

駐車場（407台）、事務室 等

**【イ】資料館**（別紙「富山県立イタイイタイ病資料館施設概要図」参照）

- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート造 2階建て
- ② 建物延床面積 1, 210㎡（1階部分683㎡、2階部分527㎡）
- ③ 施設内容 1階 展示室、事務室・館長室・交流室 等  
2階 図書閲覧室（視聴覚室）、研修室、資料室（収蔵庫）等

**（5）設備・備品の内容**

**【ア】プラザ**

別添「富山県国際健康プラザの管理に係る業務仕様書」参照

**【イ】資料館**

別添「富山県立イタイイタイ病資料館の管理に係る業務仕様書」参照

**（6）利用状況等**

**【ア】プラザ**

別添「富山県国際健康プラザ利用状況、利用料金収入実績一覧表」参照

**【イ】資料館**

別添「富山県イタイイタイ病資料館利用状況表」参照

**B 募集に関する事項**

**1 募集の趣旨**

プラザ及び資料館の利用者に対する県民サービスの一層の向上と管理に係る経費の節減等を図るため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「手續条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

**2 条件等**

**（1）申請資格（指定管理者に求める資格・要件）**

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

- ① 法人等の団体であること。（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）
- ② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者

イ 県税を滞納している者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その

他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

③ 申請する法人等の役員が次に掲げるア、イのいずれにも該当しないこと。

ア 民法第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

④ 手續条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。

⑥ 県内に事務所を置き、又は置こうとする者（注）であること。

⑦ プラザの施設に関し、次のア及びイの許可等を受けるために必要な人員その他の能力を有すること（指定管理者の業務開始前又は業務開始後可及的速やかに当該許可等を受けること。）。

ア 厚生労働大臣による温泉利用型健康増進施設の認定

イ 厚生労働省による指定運動療法施設の指定

- ・ 上記①から⑦までの資格・要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・ また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・ 共同体で申請する場合は、上記①から⑥までの要件の全てについて、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。

(注) ⑥で設置を求める「事務所」について

ここでいう事務所とは、地方税法上の事務所または事業所（＝自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所。なお、人的設備とは、事業に対し労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいう。）であり、富山県税条例第62条第1項の規定により県税事務所に対して「法人設立等申告書」が提出されているものであることとします（新たに事務所を設ける場合は、事務所設立後に同条に基づいて提出すること。ただし、指定期間の開始日から1ヵ月前までに、事務所

が設置されている必要があります。)

なお、新たに法人を設置する場合には、当該公の施設に関し、「指定管理者の指定に関する件」として議案を県議会に提出するまでの間で、県が指定する期日までに法人登録事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要があります。

## (2) 指定管理者が行う業務の範囲等

### ① 指定管理者の業務の範囲・内容

#### 【ア】 プラザ

- ア プラザの施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 健康づくりに関する資料の展示、講習会等の開催、情報の収集及び提供、調査研究並びに講座の開催並びに実践的な指導及び研修に関する業務
- ウ プラザの利用の承認に関する業務
- エ プラザの利用料金の徴収に関する業務
- オ その他別添「富山県国際健康プラザの管理に係る業務仕様書」に記載する業務

#### 【イ】 資料館

- ア 資料館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 資料館の研修室及び附属設備の専用使用の承認に関する業務
- ウ 資料館の研修室及び附属設備の使用料の徴収に関する業務
- エ その他別添「富山県立イタイイタイ病資料館の管理に係る業務仕様書」に記載する業務

(留意事項)

- ・ 資料館の管理運営に関する方針決定、専門性・特殊性のある業務、外部機関等との調整、資料館事業の企画立案・決定については県が直接実施することを基本として、指定管理者は、受付・案内や展示解説等の運営に必要な業務、県が決定した内容で実施する事業に関する業務などを行うものとします。
- ・ ただし、資料館の管理運営を円滑に行うため、資料館の責任者である館長の指示に従うとともに、その他の資料館職員と緊密に連絡・調整し、十分連携を図りながら業務を遂行することとします。

### ② 協定の締結

- ・ 指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、県と指定管理者と協議のうえ決定し、協定を締結することとします。

### ③ 第三者への再委託

- ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。

## (3) 管理の基準

① 休館日

- ・ 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（元日を除く。以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）
- ・ 1月1日

※ ただし、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができます。

② 開館時間

**【ア】 プラザ**

- ・ 健康スタジアム 午前10時から午後10時（日曜日及び休日は午後7時）まで
- ・ その他の施設 午前10時から午後5時30分まで

**【イ】 資料館**

- ・ 午前9時から午後5時まで

※ ただし、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができます。

③ 管理の基準に関する提案について

- ・ 上記（3）①、②で定める管理の基準を上回る基準（開館時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
- ・ ただし、この場合においても当該公の施設の管理に係る経費（以下「指定管理料」という。）は（5）で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・ また、上記（3）①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

- ・ 施設の管理に当たっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・ 指定管理者は、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・ 手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

- ・ 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(4) 指定期間 3年間 (令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)

(5) 県が支出する指定管理料等の上限

① 指定管理料の上限

- ・ 申請に当たっては、下記の上限額の範囲内で、プラザ分と資料館分を分けて、それぞれ年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・ 下記指定管理料の上限には、公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません(修繕費、備品購入費の取扱いについては、「④ 修繕」及び「⑤ 備品購入」参照)。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理用の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。

【ア】 プラザ

年度	令和4年度～6年度の合計額
指定管理料の上限額	709,776千円

- ・ 上記の指定管理料の上限は管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除(相殺)した額となっています。

(参考) プラザの管理に係る経費

	令和4年度～6年度の合計額
指定管理料の上限額	709,776千円
利用料金収入見込額	267,450千円
管理に係る経費	977,226千円

(参考) プラザの過去3年間の管理経費(単位:千円)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
管理経費	325,769	313,084	258,798
内訳 人件費	69,010	56,337	70,995
光熱水費	78,639	78,474	54,129
委託費	105,718	104,792	86,594
その他	72,402	73,481	47,080

【イ】 資料館

年度	令和4年度～6年度の合計額
指定管理料の上限額	86,760千円

(参考) 資料館の過去3年間の管理経費 (単位: 千円)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
管理経費	30,734	30,716	28,224
内訳			
人件費	0	0	0
光熱水費	6,363	6,343	4,627
委託費	17,954	18,080	16,792
その他	6,417	6,293	6,805

② 指定管理料の支払方法等

- ・ 年間の指定管理料は提案された指定管理料の額に基づき、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・ 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4～5月	10月	1月	4～5月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

- ・ 指定管理料は、精算する必要はありません。

③ 留意事項

- ・ 指定管理にあたっては、プラザと資料館を区分して経理を行ってください。
- ・ 指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）。

(光熱水費等の支払)

- ・ 行政財産の目的外使用許可部分の光熱水費及び資料館で県が直接実施する業務に必要な光熱水費や所要物品等の経費を含めた年間の額を指定管理料に盛り込みますので、指定管理者において県に代わり一括して電力会社等に支払いをしていただきます。

④ 修繕

- ・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、以下に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。
- ・ 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・ 1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経

費を負担します。

(修繕費の上限額)

**【ア】 プラザ**

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上限額	19,140千円	19,140千円	19,140千円

(参考) 過去3年間の修繕の実績 (1件100万円未満)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件 数	113件	113件	90件
支出額	17,781千円	17,495千円	13,404千円
主な 修繕内容	・放送設備 ・露天風呂屋根 ・プール外壁	・空調機械室安全弁 ・ボイラー ・通路カーペット	・洗面器取替 ・給水ポンプ部品 ・芝刈機

**【イ】 資料館**

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上限額	478千円	478千円	478千円

(参考) 過去3年間の修繕の実績 (1件100万円未満)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件 数	6件	4件	2件
支出額	469千円	394千円	416千円
主な 修繕内容	・外壁石タイル ・自動扉装置部品	・パソコン ・プロジェクターランプ	・蛍光灯取替 ・閲覧システム

⑤ 備品購入

- ・ 公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品（資料館収蔵資料を除く。）をいう。）のうち、購入価格が1個100万円未満のものについては、次に掲げる備品購入費の上限額の範囲内で、指定管理者が購入することとします。ただし、実際の備品の購入に当たっては、事前に県と協議する必要があります。なお、備品は県に帰属するものとします。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。
- ・ 備品の購入に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。備品購入費と指定管理料、修繕費の費用区分をまたいで支出することはできません。

- ・ なお、1個100万円以上の備品については、県で購入することとします。  
(備品購入費の上限額)

#### 【ア】 プラザ

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上限額	4,611千円	4,611千円	4,611千円

(参考) 過去3年間の備品購入の実績 (1個100万円未満)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
数 量	9 個	16 個	9 個
支出額	4,452千円	4,554千円	3,117千円
主な 内容	・トレーニング機器 ・内臓脂肪計	・大判プリンタ ・加速度脈波計	・体組成計 ・体温検知カメラ

#### 【イ】 資料館

年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上限額	137千円	137千円	137千円

(参考) 過去3年間の備品購入の実績 (1個100万円未満)

年 度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
数 量	0 個	0 個	0 個
支出額	0千円	0千円	0千円
主な内容	—	—	—

### (6) プラザにおける利用料金制について

- ・ プラザについては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。
- ・ 利用料金の額について提案してください。(「(5) 県が支出する指定管理料等の上限」の「① 指定管理料の上限」参照)
- ・ 利用料金は、富山県国際健康プラザ条例第12条の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ・ 令和4年度から6年度までの年間利用料金収入見込額は89,150千円/年とします。
- ・ 実際の年間利用料金収入が年間利用料金収入見込額を下回った場合は、指定管理者は、不足する管理運営費を別途費用調達することが必要となりますのでご注意ください。
- ・ 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができます。

### (7) 指定管理者と県とのリスク(役割)分担

- ・ リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定 管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕・備品の購入（1件・個100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕・備品の購入（1件・個100万円以上）（※1）		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（プラザのみ）（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※5）		○
災害時対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○ （指示等）

○…全部又はほぼ全部      △…一部

（※1） 1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議のうえ、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は、県で別途負担します。

（※2） 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

（※3） 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※4） 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※5） 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

#### （8）管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・ 管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に帰属することとします。
- ・ 管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備え

ておく必要があります。

## (9) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、それぞれの施設について、定期報告書を提出する必要があります。

### ① 報告書の記載内容及び添付書類

#### 【ア】プラザ

(記載内容)

ア 管理の業務の実施状況に関する事項（必要に応じ写真等を添付）

- ・ 修繕の実施状況
- ・ 備品購入の実施状況
- ・ 事業（自主事業を含む。）の実施状況
- ・ 利用者等からの要望、苦情及びその対応状況
- ・ 施設の安全管理のために実施した取組みの状況
- ・ その他管理の業務の実施状況に関する事項

イ 利用の状況に関する事項（生命科学館、健康スタジアム等毎の利用者数等）

ウ 利用料金収入（料金設定単位別）の実績に関する事項

(添付資料)

- ・ 定期報告書の添付資料として、参考となる資料

#### 【イ】資料館

(記載内容)

ア 管理の業務の実施状況に関する事項（必要に応じ写真等を添付）

- ・ 修繕の実施状況
- ・ 備品購入の実施状況
- ・ 事業（自主事業を含む。）の実施状況
- ・ 来館者、ホームページ閲覧者等からの要望、苦情及びその対応状況
- ・ 施設の安全管理のために実施した取組みの状況
- ・ その他管理の業務の実施状況に関する事項

イ 利用の状況に関する事項（資料館の来館者数、図書閲覧室（視聴覚室）の利用者数、研修室及び附属設備の専用使用状況等）

ウ 研修室及び附属設備の使用料収入の実績に関する事項

(添付資料)

- ・ 定期報告書の添付資料として、参考となる資料

### ② 提出期限 翌月10日まで

### ③ 提出方法等

プラザ 富山県厚生部健康対策室健康課へ1部提出

資料館 富山県厚生部健康対策室健康課、資料館へ各1部提出

※省エネの報告・・・この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配

慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

#### (10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、それぞれの施設について、事業報告書を提出する必要があります。

##### ① 報告書の記載内容及び添付書類

###### 【ア】プラザ

(記載内容)

ア 管理の業務の実施状況に関する事項

- ・ 再委託の実施状況
- ・ 修繕の実施状況
- ・ 備品購入の実施状況
- ・ 光熱水費の使用実績
- ・ 事業（自主事業を含む。）の実施状況
- ・ 県民サービスの向上の実施状況
- ・ 利用者等からの要望、苦情及びその対応状況
- ・ 施設の安全管理のために実施した取組みの状況
- ・ その他管理の業務の実施状況に関する事項（利用促進、地域との連携、資料館との連携、職員研修等）

イ 利用の状況に関する事項（生命科学館、健康スタジアム等毎の利用者数等）

ウ 利用料金収入（料金設定単位別）の実績に関する事項

エ 管理の業務に係る経費の状況（収支）に関する事項

オ 事業評価の実施に関する事項

- ・ 事業評価の方法
- ・ 事業評価の結果
- ・ 事業評価結果の反映

カ 総括（指定管理者において、当該年度の施設管理を総括し、次年度以降の改善点等について記載）

(添付資料)

ア 再委託契約書の写し

イ 職員配置図

ウ その他事業報告書の添付資料として、参考となる資料

###### 【イ】資料館

(記載内容)

ア 管理の業務の実施状況に関する事項

- ・ 再委託の実施状況
- ・ 修繕の実施状況
- ・ 備品購入の実施状況

- ・ 光熱水費、所要物品等（燃料費、新聞・雑誌・定期刊行物代、封筒・パンフレット等の印刷製本費、その他消耗品費、通信運搬費、郵便料金、宅配便運送料金、その他役務費、使用料及び賃借料、リース料、各種負担金等）の実績
  - ・ 事業（自主事業を含む。）の実施状況
  - ・ 県民サービスの向上の実施状況
  - ・ 来館（利用）者、ホームページ閲覧者等からの要望、苦情及びその対応状況
  - ・ 施設の安全管理のために実施した取組みの状況
  - ・ その他管理の業務の実施状況に関する事項（利用促進、地域との連携、プラザとの連携、職員研修等）
- イ 利用の状況に関する事項（資料館の来館者数、図書閲覧室（視聴覚室）の利用者数、研修室及び附属設備の専用使用状況等）
- ウ 研修室及び附属設備の使用料収入の実績に関する事項
- エ 管理の業務に係る経費の状況（収支）に関する事項
- オ 事業評価の実施に関する事項
- ・ 事業評価の方法
  - ・ 事業評価の結果
  - ・ 事業評価結果の反映
- カ 総括（指定管理者において、当該年度の施設管理を総括し、次年度以降の改善点等について記載）

（添付資料）

- ア 再委託契約書の写し
  - イ 職員配置図
  - ウ その他事業報告書の添付資料として、参考となる資料
- ② 提出期限 毎事業年度終了後及び指定管理期間満了後、1箇月以内
- ③ 提出方法等
- プラザ 富山県厚生部健康対策室健康課へ1部提出
- 資料館 富山県厚生部健康対策室健康課、資料館へ各1部提出

## （11）事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・ 各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて、提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

## （12）現在のプラザの指定管理者の職員の雇用の提案について

- ・ プラザの指定管理者に選定された場合において、現在のプラザの指定管理者の職員の雇用についての提案を求めます。
- ・ 対象職員の現在の配置状況、有する資格・技能等については、別添「職員の雇用

の提案について」を参照してください。

### (13) 県からの派遣職員について

公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。(県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。)

### (14) 県による調査・指示等

- ・ 県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

### (15) 県による指定管理者に対する評価

- ・ 県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

#### 《評価項目》

- |                            |
|----------------------------|
| ① 利用者数・収入の増減に対する評価         |
| ② サービス向上に向けた取組み            |
| ③ 利用促進（プラザの収入増を含む。）に向けた取組み |
| ④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み      |
| ⑤ 個人情報保護の取組み               |
| ⑥ 関係団体との連携                 |
| ⑦ 施設・設備の維持管理               |
| ⑧ 危機管理・安全管理などの取組み          |
| ⑨ その他必要と認められる事項            |

### (16) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要と認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・ また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要と認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

### (17) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・ 上記(14)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

### (18) 自主事業の実施について

指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施に当たっては、県に事業計画書を提出(申請)し、承認を得る必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ・ 自主事業の内容が、公の施設の設置目的に反しないものであること。
- ・ 事業の実施に当たって、他の利用者の利用の支障とならないこと。
- ・ 収支計画書上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと。
- ・ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ・ 自主事業を行う場合においても、プラザの利用料金は利用料金収入として計上し(資料館の使用料は県の収入として納めること)、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること。

## 3 応募・選定手続き

### (1) 募集

#### ① 募集要項の配布期間

令和3年12月15日(水)から令和3年12月28日(火)まで  
(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日を除く。)

#### ② 配布場所 富山県厚生部健康対策室健康課健康増進担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3222(直通) FAX：076-444-3496

HPアドレス：<https://www.pref.toyama.jp/120501/kenkoshiteikannri.html>

### (2) 申請方法

#### ① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 指定申請書 (様式第1号)

イ 事業計画書 プラザ (様式第2①号及び様式第2-2①号)

資料館 (様式第2②号及び様式第2-2②号)

ウ 納税証明書 (富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式)

※ 法人にあつては法人の、法人格を有していない団体等については、その代表

者について、提出してください。

エ 誓約書 (様式第3号)

オ 法人等の概要 (様式第4号)

カ 法人等の役員名簿 (様式第5号)

キ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ク 法人の登記事項証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)

コ ケの書類を作成していない場合は、法人(団体)の事業及び財務の状況を明らかにした書類

サ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

(共同体で申請する場合は、上記ウ、オ～サについては、全ての構成員について提出してください。また、上記のほか、次のi～ivの資料を提出してください。)

i. 共同体の構成員及び代表者が分かる書類

ii. 共同体の協定書

iii. 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類

iv. 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

② 提出部数 12部(正本1部、副本11部)

・ A4フラットファイル等に綴じて提出してください。

③ 申請先及び申請方法

・ 次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。

・ なお、電子メール、FAXでの申請は認めません。

(申請書提出先)

富山県厚生部健康対策室健康課健康増進担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3222(直通) FAX：076-444-3496

③ 申請書提出期間

・ 令和3年12月27日(月)から令和3年1月7日(金)まで

(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日及び日曜日を除く。)

・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の午後5時15分まで必着のこと。

⑤ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

・ 申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は、申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

- ・ 指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・ 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(共同体による申請に関する事項)

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も、申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

### (3) 質疑応答

① 質問・回答方法

- ・ 質問は、次の質問受付期間内に、指定管理者募集に係る質問票（様式第6号）により、FAX又は電子メールで提出してください。※到着確認の電話をすること。
- ・ 回答期日に現地説明会への参加者全てに対して、提出された質問及び質問への回答をFAX又は電子メールで連絡します。

② 質問受付期間

令和3年12月22日(水)から令和3年12月27日(月)午後5時15分まで

③ 質問への回答日 令和3年12月28日(火)

### (4) 現地説明会の開催

① 日時 令和3年12月27日(月) 午後2時から午後4時まで

② 場所 富山県国際健康プラザ 2階 第一研修室

〒939-8224 富山市友杉151

電話：076-428-0809（代表）

③ 参加方法

- ・ 説明会前日の午後5時15分まで、指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書（様式第7号）により、FAX又は電子メールでご連絡願います。なお、1法人等（共同体の場合、1つの共同体）につき参加者は2名までとします。

④ 留意事項

- ・ 指定管理者への申請にあたって、現地説明会への参加は必須としません。

- ・ 参加される場合は、令和3年12月23日（木）の午後5時15分まで、指定管理者募集に係る現地説明会申込書（様式第7号）により、FAXでご連絡願います。  
※到着確認の電話をすること。（電話：076-444-3222（直通））
- ・ なお、1法人等（共同体の場合、1つの共同体）につき参加者は2名までとします。（現地説明会では、法人等からの参加者であることを確認できるもの（会社の身分証明書等）の提示を求めます。）
- ・ 共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等が参加する必要があります。
- ・ 募集要項等の配布資料をご持参ください。

## （5）審査方法及び審査基準

### ① 審査方法

- ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県国際健康プラザ及び富山県立イタイイタイ病資料館指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

### ② 審査基準

- ・ 審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点 ウエイト (%)
1 県民の平等な利用の確保 ( 手続条例第4条第1号 )	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 ( 手続条例第4条第2号 )	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか  【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか ※1 f 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容となっているか	50%

	<p><b>【利用の増加】</b></p> <p>g 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか</p> <p>h 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか ※1</p>	
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	<p><b>【施設に係る経費節減策】</b></p> <p>a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか</p> <p>&lt;算式&gt;</p> <p>(申請者の得点) = (最低提示額) / (申請者の提示額) × (配点)</p> <p>※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います</p> <p>※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する</p> <p>&lt;例&gt;最低提示額 80 ÷ 申請者提示額 90 × 配点 25 = 22.222 ⇒ 22.2</p>	<p>実現可能性のない提示額の場合は選定しません</p> <p>25%</p>
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための 財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	<p><b>【申請者の財政的基礎及び信用力】</b></p> <p>a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※2</p> <p>b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか</p> <p><b>【申請者の人的構成】</b></p> <p>c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験等)となっているか</p> <p>d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか ※3</p> <p>e 職員の指導育成、研修体制は十分か</p>	<p>25%</p>
合 計		100%

- ・ プラザ、資料館それぞれについて点数を採点し、次の算式により、得点を計算します。

$$\text{得点} = \text{プラザの点数} \times 9 / 10 + \text{資料館の点数} \times 1 / 10$$

- ・ プラザについては、医療法上の診療所の開設の許可、医師の配置、プロジェクトアドベンチャー講座の実施など、公の施設としての機能及びサービスの向上に繋がる提案については、審査に反映します。

※1 主たる事務所が県外にある民間企業等の評価にあたっては、次の点を考慮して評価します。

- ・ 指定管理施設の所在する地域における日常的な活動を通じて、地域のニーズを十分に把握しているか
- ・ 指定管理施設の所在する地域の経済団体や公益団体に参画している場合には、そのネットワークを活用した利用促進等が期待できるか

※2 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等に関わらず同等の評価とします。

※3 主たる事務所が県内にある民間企業等と県外にある民間企業等が競合する場合、指定管理施設内の体制のみではなく、例えば、緊急時において主たる事務所からの迅速な応援が期待できるかなども含めて評価します。

③ 審査結果

- ・ 審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表>

審査項目 申請者	1 県民の平等な利用 の確保	2 公の施設の効用の 最大限の発揮	3 施設の効率的な管 理	4 公の施設の管理を 適正かつ確実に 行うための財産的 基礎及び人的構成	合計
(株)〇〇 社					
(有)△△ 社					
(財)□□ 社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・ 審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

**C 指定管理者の指定及び協定の締結**

(1) 指定管理者の指定

- ・ 選定した指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・ 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・ 協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。
  - ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
  - ② 指定管理者が行う管理の基準
  - ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
  - ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
  - ⑤ 使用料に関する事項（資料館のみ）
  - ⑥ 利用料金に関する事項（プラザのみ）

- ⑦ 事業報告等に関する事項
- ⑧ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑨ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑩ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑪ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑫ 管理の業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ⑬ 管理の業務に係る情報公開に関する事項
- ⑭ 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑮ その他必要と認める事項

## D その他

### (1) スケジュール

12月15日(水)	募集要項等の公表
12月15日(水)～12月28日(火)	募集要項の配布
12月27日(月)	現地説明会の開催
12月22日(水)～12月27日(月)	質問の受付
12月28日(火)	質問の回答
12月27日(月)～1月7日(金)	申請書受付期間
1月中旬	(一次選考結果発表)
1月中旬	二次選考審査(プレゼンテーションの実施)
1月中旬	指定管理候補予定者の選定(二次選考結果発表)
1月下旬	指定管理候補予定者との協議
2月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者と協定の締結
令和4年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

### (2) その他留意事項

- ① 指定期間満了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営に当たっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

### (3) 配付資料

- ① 本募集要項  
(プラザ関係)
- ② 富山県国際健康プラザの管理に係る業務仕様書  
(設備・備品一覧表、施設概要図を含む。)
- ③ 参考資料

- ・ 富山県国際健康プラザ利用状況、利用料金収入実績一覧表
- ・ 職員の職務分担例
- ・ 富山県国際健康プラザ条例

(資料館関係)

- ④ 富山県立イタイイタイ病資料館の管理に係る業務仕様書  
(設備・備品一覧表、施設概要図を含む。)
- ⑤ 参考資料
  - ・ 富山県立イタイイタイ病資料館利用状況表
  - ・ 富山県立イタイイタイ病資料館条例

(その他)

- ⑥ 指定申請様式集
- ⑦ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

問い合わせ先

富山県厚生部健康対策室健康課

(国際健康プラザについて) 健康増進担当 中田、尾山

TEL : 076-444-3222 (直通)

(イタイイタイ病資料館について) 疾病・難病担当 松本、西野

TEL : 076-444-4513 (直通)

FAX : 076-444-3496 E-mail : akenkotaisaku@pref.toyama.lg.jp

HP アドレス : <https://www.pref.toyama.jp/120501/kenkoshiteikannri.html>